

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）

1. 農地法その他の農業に関する法令

（1）農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第4条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第42条（措置命令）	有 ・ 無
⑤第51条（違反転用に対する処分）	有 ・ 無

（2）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第15条の3（監督処分）	有 ・ 無

（3）種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有 ・ 無

（4）農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有 ・ 無

2. 1で「有」の場合

違反の時期	内容
令和6年4月～ 令和7年4月	弘前市〇〇町〇〇番地の農地に農地転用許可を受けずに〇〇を建てた。

3. 過去に権利所得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無	令和6年5月	令和6年2月に取得した農地を 令和6年5月に知人へ譲渡した。	知人から買取の要望があったため。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏名 弘前 太郎